

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>—</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>—</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本業務は、県広域防災センターの空調設備3系統の内1系統が作動しなくなったため、必要な修繕工事を行うものである。 故障の原因がコンプレッサーの故障ということが分かっており、必要な部品調達には約一か月半かかることが判明している。現在は空調が運転できず、室温の上昇で3階の視聴覚室が使えない状態にあり、急ぎ修繕に着手しないと空調が使えない期間が長くなり施設運営に支障が出る。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>当該空調設備を設置・施工し、設備状態にも詳しい日野吉工業株式会社に確認したところ、期間内に修繕工事の対応が可能との回答を得たため、選定した。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。